



教員の働き方改革の取組状況について

教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎

教員の働き方改革の加速化

令和7年3月改定の

「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に

県・市町村共通の目標を掲げ、市町村補助金の交付なども通じて、

県・市町村教育委員会が一体となり、働き方改革を加速化



① 長時間勤務の是正

時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合 0%

年360時間超の教員の割合 0%

② ウェルビーイングの向上

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上

「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

令和7年度の状況

① 長時間勤務の是正

<月45時間超の割合(目標:0%)>

高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
12.6% (12.8%)	4.9% (5.3%)	21.4% (23.6%)	38.2% (39.6%)

<年360時間超の割合(目標:0%)>

高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
27.4% (26.8%)	11.3% (12.5%)	40.5% (46.8%)	61.6% (64.8%)

※ 括弧書きは令和6年度実績。

令和7年度の状況

② ウェルビーイングの向上

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合（目標：80%以上）

県立学校	市町村立学校
74.8%(72.3%)	79.6%(－)

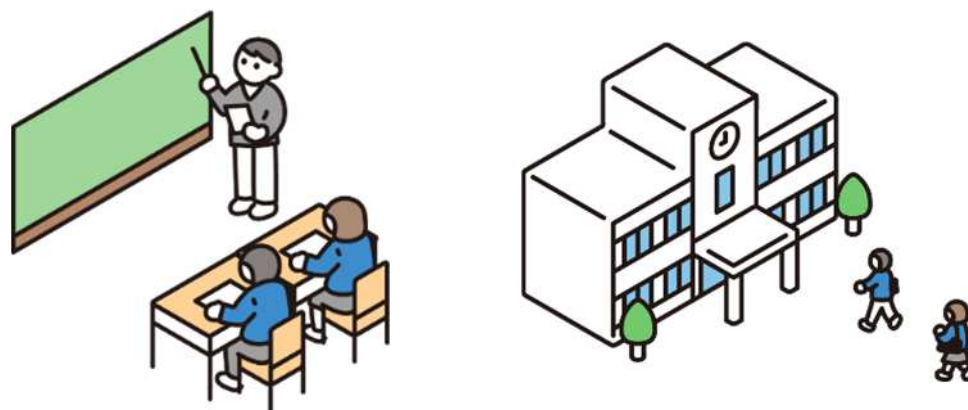
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合（目標：80%以上）

県立学校	市町村立学校
86.3%(86.0%)	89.6%(－)

※ 括弧書きは令和6年度実績。

令和7年6月の給特法改正により、学校における働き方改革の一層の推進に向け、

すべての都道府県・市町村教育委員会に実施計画の公表等を義務付け



業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を基本とした上で、

令和8年3月に

「神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定

毎年度、実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付け

業務量管理・健康確保措置実施計画

計画の構成

- ① 計画の趣旨、現状
- ② 目標 ⇐ 指針と同じ
- ③ 計画の期間
- ④ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- ⑤ 関連する取組、今後のフォローアップについて

④ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本県の実情に応じて、位置付けを整理した上で、
優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定める

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(2) 学校における措置の推進

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

業務量管理・健康確保措置実施計画

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国が示した「**学校と教師の業務の3分類**」を踏まえ、
県立学校・教員の業務の分担の見直しや適正化を図る

分類	学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
業務例	・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	・校舎の開錠・施錠 ・部活動	・授業準備 ・学習評価や成績処理
本県の取組	<u>県立学校問題解決サポートダイヤルの設置</u> 	<u>学校施設管理員や部活動指導員の配置</u> 	<u>採点システムや統合型校務支援システムの導入</u> 